

蓮沼中学校・松尾中学校
学校統合実施計画

山武市教育委員会

目次

はじめに	1
1 対象校・計画期間・就学区域等について	2
(1) 対象校	
(2) 新校の位置	
(3) 計画期間	
(4) 就学区域	
2 統合準備委員会及び統合準備専門部会の設置	3
(1) 統合準備委員会	
(2) 統合準備専門部会	
3 スケジュール	5
4 統合にあたって配慮すべき事項	6
(1) 学校生活における不安への対応について	
(2) 通学環境の整備について	
(3) 通学区域について	
(4) 学校施設整備について	
(5) 閉校後の学校施設・跡地利用について	

はじめに

この「実施計画」は「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画」で示された新しい学区を実現するため、学区の特性を踏まえながら、具体的な取り組み内容について定めるものです。

実施計画の作成にあたっては、「子どもたちの教育にとってより良い教育環境を充実させること」を念頭に作成しました。

学校は、生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、地域の人々にとっても生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場でもあります。子どもたちの可能性を引き出す新しい学校づくりは、学校と地域社会が連携し、協働による学校づくりが大切と考えています。

本市の教育は「学びの感動と、他人を思いやる心を育み 未来をたくましく切り拓く自立した人づくり」の教育理念のもと、「苗半作の教育」をキャッチフレーズに掲げています。その実現に向け、グローバル化社会を生き抜く子どもたちにとって望ましい教育環境を計画的に、かつ早急に整備していき、これから必要とされる『考える力』（思考力・判断力・行動力に結びつく）を備えることにより、今後の社会を生き抜くための力の育成に努め、子どもたちの学びを広げていきます。

実施計画の要点

- (1) 将来的財政状況を踏まえ、現在ある施設を有効活用します。
- (2) 円滑な学校統合を推進するため、学校関係者、保護者、地域の代表者を含めた「統合準備委員会」を設置し、必要な事項を協議します。

1 対象校・計画期間・就学区域等について

(1)対象校

この実施計画が定める統合校は、蓮沼中学校と松尾中学校とします。

(2)新校の位置

統合後の学校位置は、現松尾中学校とします。

(3)計画期間

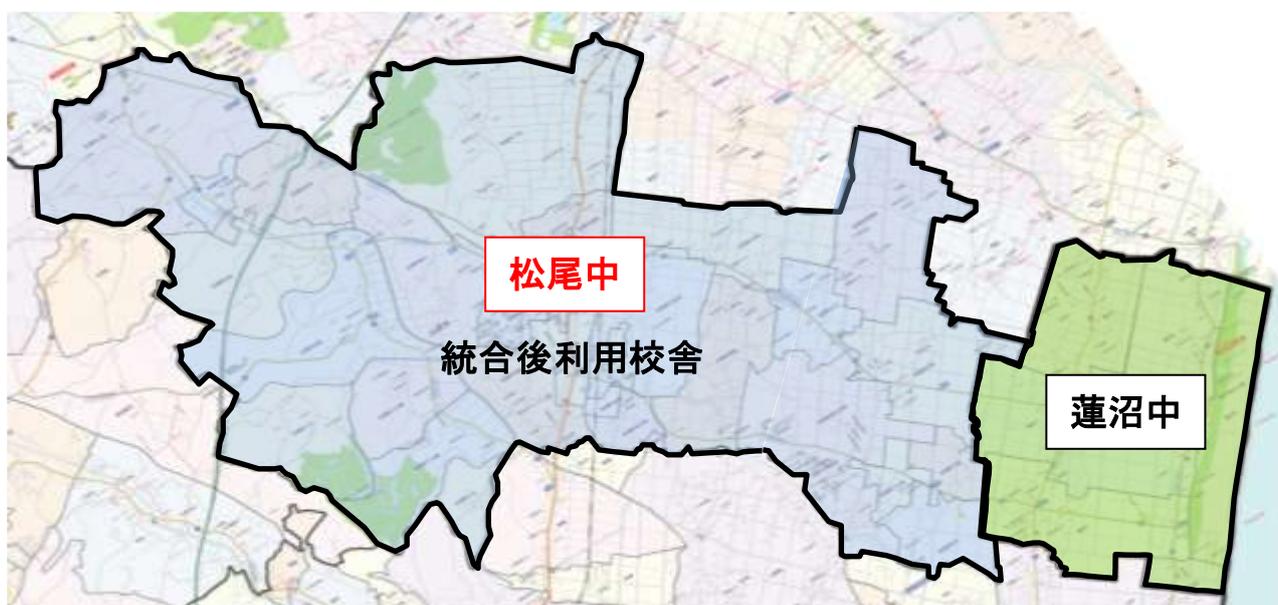
計画期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日とします。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
統合関係	実施計画策定	統合準備委員会の設置		新中学校開校
施設整備		授業や部活動等に必要 な施設の整備		
跡地利用			蓮沼中学校閉校	
		跡地利用について検討		

(4)就学区域

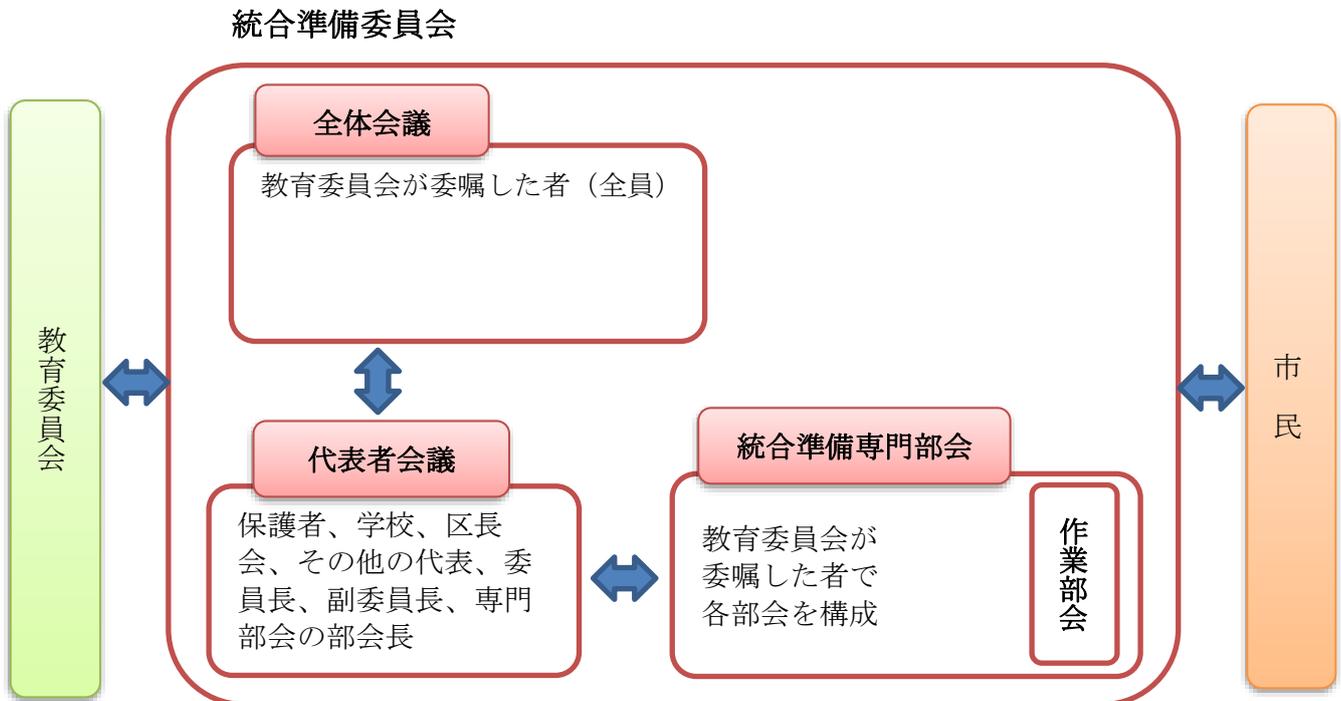
就学区域は、蓮沼中学校区と松尾中学校区を合わせた区域とします。

蓮沼イ、蓮沼ロ、蓮沼ハ、蓮沼ニ、蓮沼平、蓮沼ホ、松尾町山室、松尾町引越、松尾町谷津、松尾町古和、松尾町金尾、松尾町小川、松尾町上大蔵、松尾町下大蔵、松尾町蕪木、松尾町八田、松尾町猿尾、松尾町五反田、松尾町祝田、松尾町水深、松尾町本水深、松尾町田越、松尾町大堤、松尾町松尾、松尾町富士見台、松尾町広根、松尾町下野、松尾町折戸、松尾町下之郷、松尾町借毛本郷、松尾町高富、松尾町本柏、松尾町木刀、松尾町武野里



2 統合準備委員会及び統合準備専門部会の設置

学校の統合にあたり新校を円滑に開校するため、「統合準備委員会」を設置します。「統合準備委員会」の中で統合に係る諸課題の細部について調査、検討するため「統合準備専門部会」を設置するものとし、十分な理解と協力を得ながら進めていきます。



(1) 統合準備委員会

統合準備委員は、①保護者を代表する者、②学校の職員を代表する者、③学区の区長会を代表する者、④その他教育委員会が適当と認める者で構成します。

統合準備委員会の会議は、全体会議と代表者会議とします。全体会議は、教育委員会が委嘱した者で構成し調整事項を協議します。代表者会議は保護者、学校の職員、学区の区長会、その他教育委員会が適当と認める者の代表並びに統合準備委員会の委員長、副委員長及び統合準備専門部会の部会長で構成し、専門部会の連絡調整を図るものとしします。

統合準備委員会は、統合準備に関する調査及び検討結果について、教育委員会へ報告するものとしします。また、検討内容の周知を図るとともに、市民意見の集約に努めます。

(2)統合準備専門部会

統合準備専門部会の構成については、統合準備委員会で協議のうえ決定します。統合準備専門部会は所掌事項に係る調査、検討業務を行うものとし、その経過及び結果を統合準備委員会へ報告します。また、必要に応じて作業部会を設置することができるものとしします。

統合準備専門部会検討事項

- ・学校名称、校歌、校章等に関する事。
- ・式典行事の計画等に関する事。(開校式・閉校式)
- ・学校跡地利用に関する事。
- ・生徒、教職員等交流事業等、学校行事に関する事。
- ・校務分掌、新学級編制、教室配置、時程表、部活動、その他教育課程に関する事項。
- ・移転計画に関する事。(学校の歴史等の継承、備品確認等)
- ・施設点検、改修箇所等に関する事。
- ・PTA組織編成(規約・役員を選出等)に関する事。
- ・通学方法、通学路の安全対策等に関する事。
- ・校則、制服・体操服等に関する事。
- ・コミュニティ・スクールに関する事。
- ・その他。

3 スケジュール

年度	令和2年度												令和3年度												令和4年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
統合準備委員会	今後の進め方 検討項目の詳細決定				各専門部会の進捗状況の確認												統合に向けた総合点検				閉校式	開校式			
専門部会	学校名称・校歌・校章等の選定・決定方法の検討						校則の策定						式典行事に関する準備				閉校に伴う 行事	開校に伴う 行事							
	制服・体操服指定の協議、導入時期・方法の検討				学校跡地利用に関する検討																				
	通学方法の検討、通学路の選定(調査点検・協議要望)及び決定				通学路の整備・登下校中の安全確保に係る体制整備										整備後の通学路の安全点検及び試験歩行等										
	PTAの組織再編に伴う調整・交流事業の検討・実施												組織編制・役員選出												
	交流事業の計画・開催																								
	校務分掌、学級編成、教室配置、時程表、部活動、行事等の調整、改修箇所の把握										学校保管金の精算 公文書等の保存・破棄 公印ほか事務用品の整備														
	移管備品リスト及び移転計画の作成(備品確認等)												学校医等の調整、各種非常勤職員の調整						物品等 移転作業						
教育委員会	予算要求(移転・行事・校歌・校章に伴う経費等)						条例・規則改正				学校の設置及び廃止の届出														
	庁内調整会議及び教育委員会協議会の開催																								

4 統合にあたって配慮すべき事項

(1) 学校生活における不安への対応について

ア 学校が統合する場合、生徒は「新しい環境になじめるか」、「新しい友人関係が築けるか」など様々な不安を抱くことが考えられます。統合後の不安や動揺をできる限り軽減できるよう、心の相談員やスクールカウンセラーの活用を図るとともに、準備期間を設け、生徒、教員、保護者間の交流活動を実施します。

イ 特別支援学級については、統合学校に引き続き設置するとともに、設備面を含めた教育環境においても十分配慮することとします。

ウ 統合後の学校で円滑に学校生活が始まるよう、統合前から在籍している教員を統合後の学校にも一定数配置していきます。

(2) 通学環境の整備について

ア 通学路の指定にあつては、現状確認を行い、生徒の安全性が確保できる通学路を選択していきます。また、通学路の安全確保については、特段の配慮が必要となることから、地域の要望を聞く中で、歩道、ガードレール、道路照明などの整備について、関係課や関係機関と調整しながら進め、生徒の安全安心な登下校にも十分配慮していきます。

イ 学校の規模適正化・適正配置が行われた場合、必然的に現在より通学範囲が広くなり、通学距離が伸びます。生徒の学習意欲や様々な活動に影響を与えないように遠距離通学への対応について検討していきます。

(3) 通学区域について

ア 統合後の通学距離や保護事情の要件に沿った指定校変更の承認は申請に基づき学校指定に関する弾力的な運用を行います。

(4) 学校施設整備について

ア 統合に伴い授業や部活動に必要な施設の整備を行います。

(5) 閉校後の学校施設・跡地利用について

ア 新校は松尾中学校の校舎を使用するため、蓮沼中学校が空き施設となります。学校施設は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、避難場所として位置づけられていることもあることから、跡地の利用については、地域の皆様と十分協議しながら検討していきます。